

香芝市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第8号

香芝市下水道条例の一部を改正する条例

香芝市下水道条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項第1号を次のように改める。

(1) 水量使用料 次の表のとおりとする。

区分		1立方メートル当たり使用料金額
一般排水	公衆浴場（共同浴場を含む。）	90円
	その他の排水	140円
中間排水		190円
特定排水		240円

第27条第3項第2号中「次表」を「次の表」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。